

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日がと日)
(当該休日は、
翌日がと日)

鳥取県漁港法施行細則

(目的)

第一条 この規則は、漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号。以下「法」という。）、漁港法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）及び漁港法施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請等)

第二条 次の各号に掲げる許可の申請又は協議は、それぞれ當該各号に掲げる様式による申請書又は協議書を知事に提出してしなければならない。

- 一 法第十九条第五項後段又は法第二十四条第一項後段（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の許可 様式第一号
- 二 法第三十九条第一項の許可 様式第二号
- 三 法第三十九条第四項の協議 様式第三号

(占用の期間)

第三条 法第三十九条第一項の規定による占用の期間は、一年以内とする。ただし、知事が特別の理由により必要があると認めたときは、この限りでない。

(土砂採取料及び占用料)

第四条 法第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者は、別表に定める土砂採取料又は占用料（以下「採取料等」という。）を納めなければならない。ただし、県以外の者が管理する土地に係る水域について許可を受けた者及び同条第四項に規定する者については、この限りでない。

鳥取県漁港法施行細則をここに公布する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第三十二号

2 知事は、漁業の経営上必要不可欠と認められる工作物の建設その他特別の理由により必要があると認めるときは、採取料等を減免することができる。

3 偽りその他不正の行為により採取料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過誤金を納めなければならぬ。

(行為の着手等の届出)

第五条 法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手し、又は行為を完了したときは、すみやかに様式第四号による届書を知事に提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第六条 法第三十九条第一項の規定による許可を受けた者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、すみやかに様式第五号による届書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表
一 土砂採取料

砂利	土砂	区分	単位	金額
一立方メートルにつき	一立方メートルにつき	四十円		

二 占用料

十平方メートル当たり	一日につき	二 円
単位	金額	

備考

1 土砂採取料の計算については、一立方メートル未満の端数があるときは、一立方メートルとして計算する。

2 一件の土砂採取料の額が百円未満となるときは、百円とする。
3 占用料の計算については、十平方メートル未満又は一日未満の端数があるときは、それぞれ十平方メートル又は一日として計算する。

4 一件の占用料の額が五十円未満となるときは、五十円とする。

昭和48年4月6日 金曜日

様式第1号

土地(水面)立入(使用)許可申請書

職 氏名 殿

下記のとおり、土地(水面)の立入り(使用)の許可を受けたいので、
 渔港法第19条第5項後段(第24条第1項後段、第36条第1項において準
 用する同法第24条第1項後段)の規定により申請します。

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

㊞

記

漁港名	
目的	
期間	
場所	
面積	

備考 位置図及び実測平面図を添附すること。

様式第2号

漁港区域内における行為についての許可申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり、漁港区域内の水域（公共空地）における行為の許可を受けたいので、漁港法第39条第1項の規定により申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊞

(法人にあつては、名)
(称及び代表者氏名)

記

漁 港 名															
許可を受けようとする理由															
行 為 の 内 容	<table border="1"> <tr> <td>種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目 的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期 間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>面 積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td></td> </tr> </table>	種 類		目 的		期 間		場 所		面 積		数 量		方 法	
種 類															
目 的															
期 間															
場 所															
面 積															
数 量															
方 法															

備考

- 「種類」欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。
- 「数量」欄は、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合には記載しなくてもよい。
なお、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載すること。
- 「方法」欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行なう場合に、請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- 位置図、実測平面図、設計書、安定計算書、利害関係者の承諾書及び漁港管理者の意見書を添附すること。

様式第3号

漁港区域内における行為についての協議書

職 氏 名 殿

下記のとおり、漁港法第39条第4項の規定により漁港区域内の水域（公共空地）における行為について協議します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

記

漁 港 名	
協議をしようとする理由	
行 為 の 内 容	種 類
	目 的
	期 間
	場 所
	面 積
	数 量
	方 法

備考

- 「種類」欄には、「工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の占用の別を記載すること。」
- 「数量」欄は、「工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合には記載しなくてもよい。」
なお、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載すること。
- 「方法」欄には、「請負、委託等の方法により協議をした行為を行なう場合に、請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載すること。」
- 位置図、実測平面図、設計書、安定計算書、利害関係者の承諾書及び漁港管理者の意見書を添附すること。

様式第4号

漁港区域内における行為着手(完了)届

職 氏 名 殿

下記のとおり、漁港区域内における行為に着手(行為を完了)したので、鳥取県漁港法施行細則第5条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

(印)

氏名
(法人にあつては、名)
(新及び代表者氏名)

記

漁 港 名	
行 為 の 種 類	
場 所	
内 容	
許可年月日及び番号	
着手(完了)年月日	
請負人の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	

様式第5号

氏名(名称、住所)変更届

職 氏 名 殿

下記のとおり、氏名(名称、住所)に変更があったので、鳥取県漁港法施行細則第6条の規定によりお届けします。

年 月 日

住 所

(印)

氏名
(法人にあつては、名)
(新及び代表者氏名)

記

変更事項	新
	旧
変更年月日	
変更の理由	

告示

鳥取県告示第1151号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十一号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石破一朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
大月歯科医院	倉吉市上井三一六番六	全国	昭和四十八年一月四日
安田 "	米子市朝日町五番地	"	"
三朝町国民健康保険 竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鵠一六八	昭和四十七年十二月二十五日	一四
弓場外科医院	米子市旗ヶ崎荒神西灘	"	昭和四十八年二月一日
西田内科	倉吉市堺町二丁目九六一―三	"	三日
上田歯科医院	鳥取市西町一丁目四五五	"	十四
財團法人恵仁会	米子市西町三六番地の一	"	一四

鳥取県告示第1151号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第二百三号）第八条第一項の規定に基づき、大山弓浜及び因幡野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画を定めたのや、同法同条同項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石破一朗

大山弓浜野菜指定産地生産出荷近代化計画（概要）

1 生産出荷近代化計画樹立地区

野菜指定産地名 大山弓浜

指定野菜の種別 秋冬さといも

野菜指定産地の区域 米子市、境港市、中山町、名和町、大山町、淀江町、日吉津村および岸本町

2 生産出荷近代化計画の内容

(1) 基本構想

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

フェラリード 米里診療所	鳥取市久末七〇一-11	"	"	十五日
萩野薬局	"	川端一丁目106	"	"
鳥取県職員診療所	"	栗谷町七二の一、 鳥取県職員会館内	"	"

昭和50年度を目標とする計画は、次のとおりである。

(ア) 作付面積 265ヘクタール

(イ) 生産数量 5,786トン

(ウ) 指定消費地域に対する出荷量 3,500トン

(エ) 生産の近代化に関する事項

さといも栽培作業中、多労を要する収穫作業については、大型機械を導入し、その省力を図る。連作障害対策としては、輪作体系の改善及び深耕等によりその防止に努める。

ウ 出荷の近代化に関する事項

現在農家で行なわれている調整、選別、包装作業は、野菜集送センターで行ない、統一された規格のものを出荷する。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

(ア) 作付面積及び生産数量

当産地のさといもの作付は、昭和45年においては428ヘクタールであったが、昭和47年には211ヘクタールに減少している。

弓浜地帯の石川早生いもは、マルチ栽培技術の好成績と価格の好調から輸作を無視した極端な増反を行なつた結果、連作障害の発生により作柄が悪化し、更には昭和46年においては全国的に増反され、供給増による価格の低落と白ねぎの好況によるねぎへの転換が行なわれた。

一方中山町、名和町等山ろく地帯のえぐいもについては、永年の作付により、連作障害特に乾性腐敗病の発生による減収が著しく、そのため収益性が低下し、作付が減少した。したがつて、他作物

との適正な輪作体系を確立するとともに、深耕や無病種いもの確保等により、10アール当たり収量の向上を図り、産地の長期安定化を図る。

年次	項目	作付面積		10アール当たり生産数量		生産数量
		耕地面積	耕地面積	kg	t	
現在(昭和46年)		447	ha	1,355	kg	6,064
目標年次(昭和50年)		265	ha	2,217	kg	5,786

(イ) 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域に対する出荷数量は、次のとおりとする。

年次	仕向先	指定消費地域		その他		合計			
		県外	県内	合	計				
現在(昭和46年)		3,042	ha	100	t	395	t	3,535	t
目標年次(昭和50年)		3,500	ha	200	t	400	t	4,100	t

イ 生産出荷近代化事業計画

昭和48年度から3箇年で推進予定の事業内容は、次のとおりである。

事業	項目	事業種目	受益範囲		事業量
			事業箇所	戸数	
生産近代化施設導入	トラクター及び附属機械	4	~240	ha	トラクター ロータリー プロードキャスター 畦立機 掘取機
		4台	2台	2台	1台 1台

農公試研

マルチヤー	1台	ウ 出荷の近代化に関する事項
ストレーキ	1組	
出荷近代化施設 導入		経済運において、全体共通による品質、規格の統一及び、市場調整と価格維持を図り、系統による無条件委託販売のうえで、日別メール計算を行なう。
集出荷用機 械	1	2,655
トラックスケール といも洗浄機	1台	(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画
自動秤量機	1台	
除根毛機	1台	

因幡野菜指定産地生産出荷近代化計画(概要)

1

1 生産出荷近代化計画樹立地区
野菜指定産地名 因幡

指定野菜の種別 秋冬さといも

野菜指定産地の区域 烏取市、国府町、岩美町、福部村及び河原町

2 生産出荷近代化計画の内容

(1) 基本構想

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項昭和52年度を目標とする計画は、次のとおりである。

(ア) 作付面積 128ヘクタール

(イ) 生産数量 2,183トン

(ロ) 指定消費地域に対する出荷数量 1,232トン

イ 生産の近代化に関する事項
早期出荷と安定的生産を図るため、マルチ栽培を行なっている。

昭和52年には、作付面積を182ヘクタールに拡大するとともに、作

年次	項目	作付面積 ha	10アール当たり生産数量 kg		生産数量 t
			現 在 (昭和46年)	目標年次 (昭和52年)	
現 在 (昭和46年)		95	1,376	1,321	
目標年次 (昭和52年)		128	1,705	2,183	

(イ) 指定消費地域に対する出荷数量
指定消費地域に対する出荷数量は、次のとおりとする。

年次	仕向先	指 定 消 費 地 域	そ の 他			合 計
			県 外	県 内	合 計	
現 在 (昭和46年)			507 t	— t	200 t	707 t
目標年次 (昭和52年)			1,232 t	—	205 t	1,437 t

イ 生産出荷近代化事業計画

昭和48年度から3箇年で推進予定の事業内容は、次のとおりである。

項目	事業種目	事業 受益範囲		事業量
		箇所数	戸数	
生産近代化施設導入	マルチ張り機	8	300戸	30ha ハイマルチ 10台
出荷近代化施設導入	集出荷用機械	1	160戸	20洗浄包装施設 1セット

鳥取県告示第一四四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

関金土地改良区

理事	福永好一	変更前		変更後	
		高倉	豊	高倉	豊
変更前	東伯郡関金町大字明高九四一番地	変更後	九四一一番地	変更前	東伯郡関金町大字掘二九四番地
変更後	一九二三番地	変更前	"	変更後	東伯郡関金町大字掘二三六六番地

鳥取県告示第一百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月三十日から用途廃止した。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面積)	用途
氣高郡鹿野町大字今市字原田屋敷二六六番地先	九四・五一	道路敷	ら同町大字今市字原田屋敷二六六番地先まで

鳥取県告示第一百五十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月三十日から用途廃止した。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面積)	用途
鳥取市吉成字外河原八四三番三地先	一八・〇〇	水路敷	変更前

鳥取県告示第二百五十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月三十日から用途廃止した。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石破二朗

- 三 埋立ての場所及び面積
境港市昭和町九番一地先
七、一〇〇・七五平方メートル
- 四 埋立ての目的
漁港施設の造成のため
- 五 埋立工事の期限
昭和四十九年三月三十一日

場所	(面積 平方メートル)	用途
西伯郡西伯町大字福成字小丸山九二二番一地先から同町大字福成字小丸山九二四番一地先まで	一八・九一	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字ミコデン九七一一番地先から同町大字福成字ミコデン九六三番二地先まで	一四二・九四	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字大石原九五四番地先	九・六〇	道路敷
西伯郡西伯町大字福成字ミコデン九七一一番地先から同町大字福成字小丸山九二四番一地先まで	六八・二四	水路敷

鳥取県告示第二百五十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十八年四月六日

鳥取県知事 石破二朗

一 免許の日

昭和四十八年三月三十日

二 免許を受けた者

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県